

1. 第5次余市町総合計画策定の背景

1-1 【地方自治法の改正と総合計画】

平成23年の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想の策定義務が撤廃され、総合計画の策定や位置づけ、議会議決の要否については、各自治体の判断に委ねられることとなりました。

この改正の背景には、総合計画に「長期的な財政計画とこれに基づく事業実施の計画」といった機能を求めることが困難となったことがあります。

策定が義務づけられていた高度成長の時代には、国の研究会が提唱した「基本構想・基本計画・実施計画」の3層構造による計画により、地方自治体の行政運営が対応できていました。しかしながら、人口減少と急激な少子高齢化が進行した現在では、人口や財源が右肩下がりとなり、さまざまな状況が急激に変化し、地方自治体の行政運営もこれらへの対応を迫られたため、策定の事務負担に対する効果が薄れしていくこととなりました。

1-2 【第4次余市町総合計画の策定】

余市町においては、平成23年に「余市町の総合計画を議会の議決事件として定める条例」を制定し、まちづくりの長期的な方針を定めた「基本構想」及び「基本計画」について議会の議決を求めるとしています。この条例に基づき、平成24年度から平成33年度（令和3年度）の10年間を計画期間とする「第4次余市町総合計画」を策定しました。

1-3 【総合計画と町政執行の課題】

東日本大震災や胆振東部地震、台風や豪雨など激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症など、突発的に日常生活や社会システムに大きな影響を与える事象が発生した場合、国や北海道の対応を踏まえ、町民の生活を守ることを最優先とした臨機応変な行政運営が求められています。

現在の町政は、「総合計画」のほか多くの個別計画に基づき執行されています。個別計画は、社会情勢の変化を踏まえて国や北海道が策定を推奨するものや事業の実施にあたり策定を義務づけられるものもあります。また近年の個別計画の傾向として、定量的な目標設定に基づき短期的な評価を行うものや総合計画と重複する部門横断的な性質を有する計画もあり、策定時期や計画期間の異なる総合計画との整合性を図ることが困難な場合があります。

1－4 【第5次余市町総合計画の策定】

目まぐるしく変化する行政課題に対し、柔軟かつ迅速に対応するため、第5次余市町総合計画は長期的なまちづくりのビジョンを示すものとします。

また、策定にあたっては、町民アンケートの結果や余市町まちづくり協議会の提言を踏まえることとし、町民が主体的にまちの未来を考え、あるべき姿に向かって責任と実感を持ちながら行動するための一つのツールとなることを目指しました。

2. 第5次余市町総合計画の構成と計画期間

第5次余市町総合計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成されるものとし、「1. 第5次余市町総合計画策定の背景」を踏まえ、位置づけと役割、計画期間を次のとおりとします。

2-1 【構成】

・ 基本構想

<位置づけと役割>

本計画における「基本構想」は、計画期間中のまちづくりを進めるうえでの最上位の概念として位置づけます。メインテーマと3つの指針を設定し、「基本計画」や各個別計画に基づき実施される施策や事業を実施する際の予算編成等行政における共通の概念となる役割を持ちます。

・ 基本計画

<位置づけと役割>

本計画における「基本計画」では、計画期間中の各分野の行政施策の方針を示すものとして位置づけます。各個別計画や毎年度の実施施策は、この「基本計画」で示した方針を踏まえたうえで計画・実行されることを基本とします。

2-2 【計画期間】

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

3. 基本構想

3-1 【メインテーマ】

「未来に向けて住みやすいまちをつくる」

町民との協働により一人ひとりがともに力を合わせ、子や孫の世代にこの素晴らしい余市町を引き継ぎ、すべての人が安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

3-2 【3つの指針】

＜次世代の可能性を引き出す＞

余市町は未来への投資として、人づくりを通じ、子どもや若者といった次世代の可能性を引き出すまちづくりを進めます。

高齢化が進む中で、若者世代の役割はますます重要になっています。近年の急激な少子化は、結婚・出産・子育てに対する価値観の変化や若者世代の経済的な不安があると言われています。就労環境や出産・保育環境、住環境といったさまざまな視点から、若者の将来への不安要因を拭い去り、若者世代が住みたいと思うまち、安心して住み続けられるまちづくりが必要です。

また、余市町で生まれ育った子どもたちが、まちに愛着を持ち、このまちで生まれ育ったことを誇りに思える環境づくりが、将来、町内でこのまちの担い手となる定住人口や町外からこのまちを応援する関係人口につながります。

余市町は次の世代を担う若者や子どもの可能性を引き出すまちづくりを進めます。

＜資源を最大限活用しまちを持続・発展させる＞

余市町は選択と集中により、限られた資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。

余市町は日本海と緩やかな丘陵に囲まれた、豊かな自然環境のもとで発展を遂げてきました。ニシンに代表される漁法の開発や水産加工、りんごをはじめとする農産物の栽培、加工など、先人たちは余市町の豊かな資源を活かしながら研さんを積み重ね、産業の基盤を確立させてきました。その過程でアイヌ文化、漁業者が持ち込んだ漁民の文化、旧会津藩士などの士族移民や農業移民が伝える農村の文化など多様な文化が生まれました。これら先人が築いた歴史・文化・自然環境を継承していくことが大切です。

全国的な人口減少の加速化により、税収や地方交付税など収入の減少が想定される一方、行政に対する町民ニーズの多様化により、行政サービスに係る費用は増加することが予想されます。また、余市町が整備してきた公共施設や上下水道などの社会インフラの多くが老朽化しており、これらの大規模改修・更新の時期が迫っています。多くの公共施設を整備した当時と、人口が減少している現在とでは、町の状況や求められる機能も変わっており、単純に維持・更新することは現実的ではありません。

公共施設の在り方を含め、行政施策全般において、総花的な施策の実行では町政を持続することは困難なため、将来に残すべきものは何か、そのためにどんな潜在価値を伸ばしていくかを考え、効率的かつ効果的な行政施策の選択が必要です。

<激動する社会に対応する>

余市町はこれまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進めます。

近年、目まぐるしく社会環境が変化しています。余市町においては、産業構造が変わりつつあり、後志自動車道余市 IC の供用開始により人の流れも大きく変わりました。そして、新型コロナウイルス感染症により社会のシステムも大きく変化しています。行政はこうした予測不可能な事象にも臨機応変に対応していかなければなりません。

さらに、人口減少は予測を上回る速さで進行しており、まちづくりにおいては「人口を増加させるための取組」よりも「人口減少に対応するための取組」が重要であり、人口減少に備えたまちづくりが必要です。労働力不足や都市部との距離を補うための先端技術を活用した取組も必要になります。従来の行政サービスの提供や町民ニーズに応えるためには、町民のまちづくりへの参加を進めるとともに、大学などの教育機関や他の行政機関、高度な専門知識を持つ外部の人材や民間企業など、多種多様な連携が重要となります。

激動する社会において持続的なまちづくりを進めるには、精密な未来の予測を行いながら、想定される課題への備えと変化に対応した柔軟なまちづくりが求められています。

4. 基本計画

4-1 【施策の体系】

1. 暮らしの安全・安心の方針
2. 健康と福祉の方針
3. 生活環境の方針
4. 産業の方針
5. 学びの方針
6. 行政・財政運営の方針

4-2 【施策の内容】

1. 暮らしの安全・安心の方針

<防災に関する施策>

近年の異常気象が各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、地域の防災力の向上を図るべく、東日本大震災や原子力発電所の事故、北海道胆振東部地震を教訓とした「余市町地域防災計画」や防災マップの見直しと必要となる防災対策の整備を関係機関と連携のうえ推進し、さらなる防災力の向上として近隣市町村はもとより、道内外の市町村や他分野の機関と連携した防災広域化に向けた取組を進めます。

また、災害の被害を最小限にとどめるためには、日頃からの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会や学校など地域との連携を図り、防災に関する知識の普及啓発に努めます。

<消防、救急に関する施策>

本町の消防・救急活動は、北後志消防組合余市消防署及び余市消防団が担っています。

生活様式の多様化や建築物の高層化等により火災の形態も複雑多岐にわたっており、これに対応するためには消防施設、消防設備、消防車両・資機材の整備と消防職員や消防団員の教育や訓練を進め、消防組織の充実等消防力の強化を図るとともに、消防設備の点検指導、危険物取扱施設の検査・指導や広く町民の防火に対する意識の高揚を図り、火災予防・警防活動に努めます。

救急救助活動は、出動件数の増加、病状や事故形態が多様化していることから、傷病者に迅速かつ的確に対応できる救急救助体制の強化に努

めます。

また、火災のみならず地震や水害等をはじめとするさまざまな災害の被害を少しでも減らし、町民の生命と財産を守るために、より一層の消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化に努めます。

<交通安全に関する施策>

交通安全対策については、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「昼間ライトの点灯」、「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積極的に実施し、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

2. 健康と福祉の方針

<子育て推進に関する施策>

少子化や地域のつながりの希薄化などにより、育児不安を抱えながら孤立化する親や、子育てに悩む親が増加し、個々の悩みもDVや虐待、発達の遅れなどが絡み合い、複雑化していることから、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを軽減し、次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことができるよう支援します。

また、「余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進するとともに、地域全体で子育てを支えていくために、社会資源の育成を図り、子育てしやすい地域環境の整備に努めます。

<保健に関する施策>

心筋梗塞や脳血管疾患をはじめとする重大な生活習慣病など、従来からの疾病に加え、ストレスや不安によるこころの不調や、新型コロナウイルス感染症に代表される新たな感染症など、健康を脅かす新たなリスクが増加していることから、生涯にわたり心身の健康を守るために、疾患の予防や早期発見・治療、重症化予防のための支援に努めます。

また、町民の生命と健康を守るためにも、地域の医療体制を維持することは重要であり、近隣市町村や北海道、関係機関と連携を図り医療体制の維持に努めます。

<地域福祉に関する施策>

地域福祉については、令和元年度に設置した福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性を活かした町民サービスの向上に努めます。

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を継続できる環境づくりを促進するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立し、各種福祉サービスの適切な提供に努めます。

また、地域での日常的な見守り活動や要介護状態にならないための介護予防活動の充実、高齢者の積極的な社会参加の機会を拡充とともに、ボランティア等の地域資源の有効かつ効果的な活用に努めます。

避難行動要支援者については、民生委員と情報を共有し、継続した情報更新を行うとともに関係機関と連携を図りながら、緊急時の速やかな支援体制や地域ぐるみできめ細やかな見守り活動等に努めます。

また、判断能力の不十分な方の権利擁護や高齢者等の虐待防止に取り組みます。

<障がい者福祉に関する施策>

障がいのある人もない人も、互いに支えあい地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会や、やりがいを感じながら、地域でその能力を発揮することができる障がい福祉施策の実現を目指します。このため、障がい者の個々の特性に応じた障がい福祉サービスの利用と、地域における自立と就労・雇用を促進するための支援に努めます。

また、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中心とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

<介護保険に関する施策>

介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

また、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携した包括的な支援、地域における支援体制の構築、総合的な介護予防施策の拡充に努めるとともに、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

<国民健康保険に関する施策>

北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事

業の確保等の国保運営に中心的な役割を担う一方で、市町村は地域住民と身近な関係にあることから、資格管理・保険給付・保険税の賦課徴収・保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担うこととされています。

本町においても、国民健康保険事業の財政健全化に向けて、保健事業の推進などによる医療費適正化や保険税の収納率向上への取組を進めます。

＜後期高齢者医療保険に関する施策＞

後期高齢者医療制度については、北海道内の全市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合により運営されています。

本町においても、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら制度の周知及び保険料の徴収・確保に努めます。

3. 生活環境の方針

＜環境に関する施策＞

環境対策については、余市川流域及び町内河川の水質保全や、悪臭・騒音などの環境問題の未然防止に向け、各種調査・測定及び指導を実施し、地域の環境保全に努めます。

また、地球温暖化対策として、本町においても温室効果ガスの削減に向けた取組を進めます。

町営斎場については、早期供用開始に努めます。

＜一般廃棄物等に関する施策＞

一般廃棄物対策については、「余市町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民・事業者・行政が相互に連携し、近年社会問題となっている食品ロス削減の周知を強化するなど、ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、災害発生時にも対応した廃棄物処理体制の確立に努めます。

し尿処理施設については、北後志5町村の共同事業により衛生処理されていますが、供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が著しいため、下水処理場における処理の実施に向け準備を進めます。

＜道路に関する施策＞

本町における道路は、町民生活や地域経済活動に欠かすことのできない重要な社会資本であることから、町民の暮らしや地域経済の活動に密着した安全・安心な道路整備を図ります。

後志自動車道余市ICの供用開始により町民生活の利便性が向上し、町

内への経済効果も期待できる状況になりました。広域的な交通ネットワークの構築は、圏域全体の活性化につながるため北海道横断自動車道黒松内・余市間の早期建設を推進します。

冬期間における除排雪については、快適な道路環境を確保するため、効果的な雪処理体制の構築を図ります。

<河川に関する施策>

気候変動による水災害リスクの増大に備え、関係機関との連携を一層強化しながら、災害に強い河川環境づくりを推進します。

また、自然環境に配慮しながら地域の特性を活かした河川環境の保全に努めていくとともに、河川の流下能力を確保するため、河道内の樹木伐採や堆積土砂の除去など、効率的で効果的な維持管理に努めます。

<港湾・海岸保全に関する施策>

余市港は漁業を中心として利用されており、より安全で使いやすい施設整備が求められています。そのため、関係団体及び港湾利用者と協議しながら、港湾施設の維持保全を行います。

海岸施設については、巡回点検による施設の健全度等の把握をしながら、適切な維持管理に努めます。

<公園事業に関する施策>

公園は、憩いの場としてだれでも・いつでも・気軽に利用できる空間であることが基本とされ、子どもから高齢者までの幅広い世代の町民が安心して利用できることが必要であり、町民ニーズに沿った適切な施設の点検や更新、維持管理に努めます。

<公営住宅に関する施策>

本町の公営住宅については、建設後40年を経過した住宅が大半を占めていることから、令和元年度に見直しを行った「余市町公営住宅等長寿命化計画」の実施方針に基づき適正な維持管理を行うとともに、既存住宅の屋根及び外壁等の改修や、大規模修繕または建替え事業も視野に入れ、入居者の安全・安心で快適な住環境整備に努めます。

<住宅に関する施策>

移住・定住を目的とした、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町経済の活性化や定住化に努め、UIJ¹ターン希望者の受け入れを行う地域づくりを進めます。

また、年々増加する空き家については、「余市町空家等対策計画」に基づき街並み景観、第三者の生命及び財産を守るために、平時から現地パ

トロールを行い、老朽度合いが高く倒壊しそうな空き家の所有者へ適切な管理及び解体等の措置を講じるように働きかけます。

まほろばの郷地区については、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、余市 IC が居住地に非常に近い特性を活かし既存ストックを活用します。

＜地域公共交通の活性化と再生に関する施策＞

人口減少、少子高齢化の進展などさまざまな社会情勢の変化により、公共交通事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような中、鉄道・バス・タクシー等地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、「余市町地域公共交通網形成計画」の推進や、広域での連携を図りながら、持続可能な公共交通網の在り方について検討します。

＜水道事業＞

水道は町民の日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安全・安心な水を安定的に供給することを基本責務として事業の推進を図っています。

水道事業は、給水を開始してからおおよそ 70 年が経過しており、水道事業を安定的に運営していくためには、老朽化した水道施設の更新が急務であります。人口減少等により水需要の減少が見込まれるため、施設機能や経営の合理化に努めます。

水道ビジョンに掲げる「未来へつなげる安心で安全な水道水の安定供給」の基本理念に則り、災害等に強く、安全・安心な水を供給できるための方策を推進します。

＜下水道事業＞

下水道は、町民に快適で衛生的な生活を確保するとともに、自然環境にも配慮した大変重要な施設です。

下水道は、供用開始以来 30 年以上が経過し、人口減少に伴い令和 2 年度に余市町公共下水道事業全体計画の見直しを行いました。

こうした、社会情勢の変化等により、使用料収入の減少や施設の老朽化、節水型社会への移行など、下水道を取り巻く環境も大きく変化する中、施設の維持管理及び更新計画、既存ストックの有効活用を図ることで、効率かつ安定的な経営を行い、町民ニーズに対応します。

また、し尿・浄化槽汚泥を下水処理場で処理するための施設整備を下水道広域化推進総合事業により整備します。

＜再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策＞

「余市町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減の取組を進めていますが、町内のエネルギー構造は依然として化石燃料に依存しており、脱炭素社会の実現と将来にわたる持続可能なまちづくりを進めていくためには、町内の経済的・社会的環境に配慮しつつ、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の再構築が必要です。

今後は、化石燃料由来の電力及び熱の消費をカーボンゼロエネルギーで代替するなど、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を積極的に実施するとともに、未利用の再生可能エネルギー資源の存在が期待されることから、それらの定量的な把握及びその活用を推進し、地域産業との掛け合わせによる地域経済の活性化に向けた施策を展開していきます。

＜地域の情報通信環境に関する施策＞

現在の社会では情報通信技術を活用したさまざまなサービスが増え、情報通信技術は欠かせないものとなっています。本町では、情報通信環境の格差解消に努めます。

4. 産業の方針

＜労働に関する施策＞

少子高齢化が進み生産年齢人口の減少による労働力不足は深刻な状況であり、町内の各事業所において働き手が不足しています。また、長引く景気低迷の影響などにより労働・雇用環境の悪化が特に著しい業種もあります。労働者の生活の安定と労働者不足の解消を図るために、関係機関と連携し、労働力需給調整の取組や、労働環境の改善、雇用の場の確保等の中小企業等を支援する取組等の各種施策を展開します。

＜農業に関する施策＞

持続可能な農業の実現のため、高品質な農産物を安定して生産・供給する体制を構築する取組を生産者や関係機関と連携のもと推進します。

生産技術の高度化・省力化、有害鳥獣対策の推進のほか、優良農地の確保と保全に努め、多様化する消費者ニーズへの対応として、新たな作物や新品種の調査研究を進めます。また、環境との調和に配慮した安全・安心な農産物の生産を推進します。

農業者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、担い手の育成、新規就農者の募集や支援を推進します。

また、余市ダムをはじめとする各水利施設や、国営ならびに道営造成施設については、経年劣化による損傷がみられることから、国の維持管

理事業及び土地改良区における計画的な改修事業の導入を図りながら、適正な管理に努めます。

<林業に関する施策>

森林環境譲与税の有効活用を図り、「余市町森林整備計画」に基づき、森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されるよう、民有林整備及び森林の植栽に関する事業を継続的に実施し、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野ぞ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

<漁業に関する施策>

漁業資源の減少や魚価の低迷、経費の増大等により漁家所得が伸び悩んでおり、加えて漁業者の高齢化・後継者不足等の課題が深刻化しています。安定した生産性のある漁業経営の振興を目指すため、余市郡漁業協同組合や中央水産試験場などの関係機関と連携し、水産業の収益性向上と、持続的な資源の確保に向けた取組を推進します。

<水産加工業に関する施策>

水産加工業の振興については、各種イベントなどを通して水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

<6次産業化に関する施策>

農業・漁業をはじめとする1次産業は、経済活動の発展基盤であり、これからも欠くことのできない主要な産業です。これらの付加価値を一層高め、生産所得を向上させることを目的とし、基幹産業である1次産業から生産された產品を活用し、生産から加工や流通・販売・情報サービスを含めた総合産業としての6次産業化を推進するために、特区制度の活用や、各種広報活動、生産基盤の強化・確立に向けた取組など、生産者、関連事業者との連携を図り、取組を進めます。

<商工業に関する施策>

地域における経済活動が長期にわたり低落傾向にあるため、町内の事業所数やその従業員数は減少傾向にあり、さらには域内購買力の低下や大型店の出店等に伴う商業地域の変化により、既存商店街の空洞化や空き店舗の増加などがみられます。

また、主要工業については、市場の成熟化や海外製品の大量輸入などによる競争力の低下がみられます。

こうした中、町内事業者に対する資金融通の円滑化に係る支援のほか、設備投資や販路拡大への取組に対する支援策を講じるとともに、空き店舗を活用した起業支援や本町の特産品を原材料とした魅力ある商品開発への支援、さらには観光と連動した商工業振興施策を関係機関と連携を図りながら展開します。

<観光に関する施策>

ニセコ積丹小樽海岸国定公園に属する美しい自然環境や豊富な食資源、ニッカウヰスキー余市蒸溜所、ワイナリー・ヴィンヤードなど、特色ある観光資源を活用した観光振興の取組を一般社団法人余市観光協会や包括連携協定を締結した民間事業者との連携により推進します。

また、日帰り・通過型観光からの脱却を図るため、滞留時間の延長、滞在型観光への転換に向けた取組を展開するとともに、観光入込客が減少する冬期間の観光活性化に取り組み、年間を通じて魅力ある観光地づくりに努めます。

後志自動車道余市ICの供用開始による交通アクセスの利便性を最大限に活用し、後志のゲートウェイとして圏域の市町村等との広域的連携強化を図りながら交流人口の増加と観光消費拡大に向けた取組を進めます。

道の駅については、広域観光や産業振興の拠点、後志圏域の交通結節点などの機能のほか、さまざまな機能の配置を具体化し、魅力的な道の駅の再編整備を進めます。

5. 学びの方針

<学校教育に関する施策>

子どもたちが基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身に付けるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向かい合い関わり合うための、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう今後も国における教育改革の動向などを踏まえ、教育活動を推進します。

学校施設の在り方については、長寿命化計画に基づく効果的な施設整備に努めるとともに少子高齢化や人口減少を踏まえ、本町の実態に応じた学校施設の適正規模・適正配置を推進します。

余市紅志高等学校においては、道内でも数少ない単位制総合学科を取り入れた魅力ある高等学校として設置されており、私立北星学園余市高等学校では全国各地からの転・編入希望者を受け入れるなど、それぞれ特色ある教育課程を展開しています。

各高等学校が実施する取組に対する協働体制の構築や私学助成の取組を推進するなど、時代や地域のニーズに対応した魅力ある学校づくりのための支援に努めます。

＜社会教育に関する施策＞

社会教育では各種計画に基づき、施設の効率的な運営や効果的な情報提供を図るとともに、多様化・高度化したニーズに対応し、デジタルコンテンツを充実するなど心豊かに健康な人生を送る学習機会の提供に努めます。

青少年の健全な育成に向けた環境づくりの一環として、家庭・学校・地域社会が連携しながら進める、学校運営協議会の運営に努めます。

社会教育施設の在り方については、老朽化が顕著なため、町民のまちづくりの拠点や避難所としての機能を維持するために良好な維持管理を行います。

余市宇宙記念館については、日本人科学者として初の宇宙飛行士である本町出身の毛利衛さんの業績を紹介し、宇宙開発や自然・地球環境などの科学情報の発信に努めていますが、設備等の老朽化が顕著なため、適切な維持管理を行いながら施設の有効利用の検討を進めます。

＜芸術、文化、スポーツ活動に関する施策＞

スポーツ分野での地学協働では、子どもたちがスポーツに親しみ体力の向上、健やかな体を育むことができる運動部活動を推進します。

各体育施設の在り方については、スポーツ活動やまちづくりの拠点、避難所としての機能を維持するため、適切な維持管理を行うとともに、休止中となっている温水プールについては、施設整備に向け検討します。

芸術文化の振興については、芸術文化の鑑賞機会の提供に努め、中央公民館を中心に発表、鑑賞、創作機会の充実を図ります。

文化財の保存と活用については、貴重な文化財を広く発信し、郷土の歴史に関する資料収集、文化財施設の効果的な活用と、適切な保存管理を行うことに努めます。

6. 行政・財政運営の方針

＜町民と行政の連携に関する施策＞

町民との対話の仕組を確立し、区会や余市町民自治推進委員会などを通じ、町民と行政が連携して歩むまちづくりに努めます。

区会や各種ボランティア団体の自主的な活動は、「協働で取り組むまちづくり」にはなくてはならない大きな「力」として、町民の自主的な活動

がさらに活発に展開されるよう、関係機関とも連携し、各団体への支援や活動の場の提供に努めます。

また、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」を活用し、町民と行政がともに協力し合う地域づくりを推進します。

<外部の組織・人材との連携に関する施策>

他の行政機関との広域行政の推進、大学などの教育機関や民間企業といった組織との協定の締結、高度な知識を有する人材の招致など、外部との協力体制を構築し、本町が抱える課題の解決や新たな価値の共創を推進します。また国の支援制度の活用等により、本町を応援してくれる企業や個人の受入体制を構築します。

<情報の共有に関する施策>

町民参加のまちづくりを推進するためには、情報公開と情報共有が重要であることから、広報よいちの誌面を充実させ、ホームページや SNS² 等の ICT³を活用した迅速でわかりやすい情報の発信に努めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問い合わせメール等により、町民の声を聞くとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において、町民との意見交換を図りながら、情報公開の推進と情報の共有に努めます。

<地域間交流に関する施策>

郷土を見つめ直し創造性を高め、歴史的つながりや郷土への理解を浸透させるための取組を展開し、交流都市等との友好関係の充実を図ります。

<行財政に関する施策>

本町の財政状況は、これまで厳しい財政状況を改善すべく、公債費の縮減や物件費、人件費等の経費削減に努めるなど、歳出の削減・効率化を中心に財政健全化に向け取り組んだ結果、緩やかな改善傾向となったものの、構造的には依然として依存財源の割合が高く経常収支比率も高率で推移しています。

このような状況の中、今後の社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化に対応するためにも、歳出のさらなる効率化に加え、効果的な交付税の活用や税制優遇の活用を行うなど国の制度を十分に活用して新たな歳入の確保に積極的に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

また、重要な自主財源である町税については、適正な申告指導や課税客体の把握による公平・公正な課税の推進、納税環境の整備・充実による利便性のさらなる向上、適正な滞納整理の実施など、町税収入の安定確

保のため適正課税と収納率向上に努めます。

＜行政改革に関する施策＞

将来の人口減少を見据えた中で、高度化・多様化するニーズに的確に対応できる組織体制の構築に取り組むため、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI⁴等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく自治体DX⁵を推進し、行政サービスのさらなる向上を目的に行政事務の改革を進めます。

＜公共施設の総合的な管理・運営に関する施策＞

人口減少、少子高齢化の進展等さまざまな社会情勢が変化し、さらには町民のニーズも変容している中、総合的かつ計画的な管理により、更新・統廃合・長寿命化・民間協働の推進をし、財政負担の軽減・平準化を目指し、公共施設等の最適な配置を行います。

＜職員の資質向上に関する施策＞

職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、コンプライアンスに対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

¹ 「U ターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。「I ターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の地域に移住すること。「J ターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住すること。

² 「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

³ 「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。

⁴ 「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のこと。

⁵ 「Digital Transformation」の略で、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。